

条例に盛り込む事項（概要）

事 項	概 要
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、自転車利用者、関係団体等と相互に連携・協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する。 ・ 県は、自転車利用者、関係団体等の取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を行う。
自転車利用者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者は、自転車が車両であることを自覚し、法令を遵守して、自転車の安全で適正な利用に努める。 ・ 自転車利用者は、自転車の交通事故防止に関する知識の習得に努める。
県と市町村との協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町村は、それぞれが実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。
県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校等における取組を自主的・積極的に行うよう努める。 ・ 県民は、県等が行う施策に協力するよう努める。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、事業活動で自転車を利用する従業者、自転車通勤者に対し、必要な啓発・指導を行うよう努める。 ・ 事業者は、県等が行う施策に協力するよう努める。
交通安全団体の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に行うよう努める。 ・ 交通安全団体は、県等が行う施策に協力するよう努める。
道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、道路環境の整備に努める。

<p>県民に対する自転車交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育、その他の必要な措置を行う。
<p>学校における自転車交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は、児童・生徒・学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、発達段階に応じた交通安全教育を行うよう努める。
<p>家庭における自転車交通安全教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な交通安全教育を行うよう努める。 ・ 高齢者の家族は、高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努める。
<p>乗車用ヘルメットの着用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。 ・ 学校は、児童・生徒・学生に対し、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。 ・ 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努める。 ・ 高齢者の家族は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言をするよう努める。
<p>自転車の点検整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者等は、必要な点検・整備を行うよう努める。 ・ 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検・整備を行うよう努める。

<p>自転車損害賠償責任保険等への加入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用者（未成年者を除く）は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。 ・ 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。 ・ 事業者は、事業活動において自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。 ・ 自転車貸付事業者は、貸付けする自転車について自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。
<p>自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努め、未加入の場合は情報提供に努める。 ・ 事業者は、自転車通勤者の自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努め、未加入の場合は情報提供に努める。 ・ 自転車貸付事業者が自転車を貸し付けるときは、利用者に自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報提供に努める。
<p>自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、関係団体等と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を行う。 ・ 学校は、児童・生徒・学生、保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努める。